

船舶活用医療推進本部の運営について（案）

〔令和 6 年 月 日〕
船舶活用医療推進本部決定

船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

- 1 本部会合への出席要請について
本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。
- 2 議事の公開について
本部会合は、原則として、非公開とする。
- 3 議事概要及び配付資料の公開について
本部会合の議事概要及び配付された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。